

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 告 示**
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 一五
  - 計量器の定期検査を実施する件 一四
  - 土地改良区の定款の変更を認可した件 一五
  - 保安林の指定施業要件を変更する予定である件 一五
  - 公有水面埋立てについて免許した件 一五
  - 道路の区域を変更する件二件 一六
  - 道路の供用を開始する件 一七
  - 福島県選挙管理委員会 一七
  - 不在者投票のできる施設として指定した件 一七
  - 正 誤 一七
  - 平成二十七年三月三十一日付け号外第三十二号中 一七

## 告 示

### 福島県告示第二百四十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十七年四月七日から同年五月七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年四月七日

- 福島県知事 内 堀 雅 雄
- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
仙台東ミナビル郡山店 福島県郡山市燧田百九十五番地ほか
  - 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要

意見なし。

（商業まちづくり課）

**福島県告示第二百四十九号**  
計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。  
平成二十七年四月七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所で実施する検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
伊達郡桑折町	非自動ばかり（計量法施行令（平成五年政令第三二九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。）、分銅及びおもり	五月二日 午前九時三〇分から 午前一一時三〇分まで	桑折町役場
同 郡国見町		同 午後一時から 午後三時三〇分まで	国見町観月台文化センター
同 郡川俣町 （山木屋地区を除く。）		五月一三日 午前九時三〇分から 午前一二時まで	川俣町中央公民館
伊達市		五月一四日 午前九時三〇分から 午前一一時まで	ふるさとふれあいホール
		同 午後一時から 午後三時三〇分まで	伊達市役所霊山総合支所
		五月一五日 午前九時三〇分から 午後三時三〇分まで	梁川中央交流館
		五月一九日 午前九時三〇分から	伊達ふれあいセンター

二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項に規定する検査場所で行う検査

町	右に掲げる市の右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの	午前二時三〇分まで 五月二〇日 午前九時三〇分から午後三時三〇分まで	午前二時三〇分まで 五月二一日から六月一日まで（土曜日及び日曜日を除く。） 午前二時三〇分から午後三時三〇分まで	福島県計量検定所	保原体育館
---	-------------------------------	--	--	----------	-------

検査区域	伊達市、伊達郡桑折町、同郡国見町及び同郡川俣町（山木屋地区を除く。）	対象となる特定計量器	非自動はかり、分銅及びおもり	検査の期日	一〇月一日から二月一日まで（土曜日、日曜日、一〇月二日、十一月三日及び十一月三日を除く。）
------	------------------------------------	------------	----------------	-------	---

（計量検定所）

福島県告示第二百五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、福島市土地改良区から平成二十七年三月二十六日付けで申請のあった定款の変更について、同月三十日認可した。

平成二十七年四月七日

福島県知事 内堀雅雄

（農村計画課）

福島県告示第二百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十七年四月七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
喜多方市関柴町下柴字七曲四〇七一の三
- 二 保安林として指定された目的  
雪崩の危険の防止
- 三 変更後の指定施業要件
  - 1 立木の伐採の方法
    - (一) 主伐は、択伐による。
    - (二) 主伐として伐採をすることができない立木は、喜多方市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（森林保全課）

福島県告示第二百五十二号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、公有水面埋立について、次のとおり免許した。

平成二十七年四月七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 出願者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名  
東京都千代田区内幸町一丁目一番三号 東京電力株式会社  
東京都千代田区内幸町一丁目一番三号 代表執行役社長 廣瀬 直己
- 二 出願の年月日  
平成二十六年十二月十九日
- 三 埋立区域の位置、区域及び面積
  - 1 位置  
双葉郡広野町大字下北迫字二ツ沼九十七番の地先公有水面
  - 2 区域
    - 一 一の地点と二の地点を結ぶ平成三年十月七日付け福島県告示第九百五十五号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線並びに一の地点から二の地点までを順次に結んだ線及び一四の地点と一一の地点を結ぶ線により囲まれた区域
    - 一 一の地点 二ツ沼三等三角点（北緯三七度一四分三三・九二〇秒、東経一四〇度五九分五二・九六六秒）から一〇五度三分二五秒二〇七〇・七二メートルの地点
    - 一 二の地点 一一一の地点から〇度〇分〇秒二六五・六四メートルの地点
    - 一 三の地点 一一二の地点から九〇度〇分〇秒一一八・八二メートルの地点

- 3 面積 一―四の地点 一―三の地点から一八〇度〇分〇秒二六五・六四メートルの地点 三万五千五百六十三・二八平方メートル
- 4 埋立てに関する工事の施行区域の位置、区域及び面積

- 1 位置 双葉郡広野町大字下北迫字二ツ沼九十七番の地先公有水面
- 2 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び四の地点と一の地点とを結んだ線により囲まれた区域

- 一の地点 二ツ沼三等三角点(北緯三七度一四分二三・九二〇秒、東経一四〇度五九分五一・九六六秒) から一〇五度四八分三一秒二〇六一・二二メートルの地点
- 二の地点 一の地点から〇度〇分〇秒三六五・〇〇メートルの地点
- 三の地点 二の地点から九〇度〇分〇秒二二〇・〇〇メートルの地点
- 四の地点 三の地点から一八〇度〇分〇秒三六五・〇〇メートルの地点

- 3 面積 八万二千九十九・八九平方メートル
- 5 埋立地の用途 保管施設用地

(土木総務課用地室)

**福島県告示第二百五十三号**  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所平成二十七年四月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 四五九号	二本松市上竹二丁目二 九六番三地先から 同 市上竹二丁目三 一〇番二地先まで	変更前	A 一三・〇 六四・五	一三五・〇
		変更後	B 一・〇 二七・〇	一四五・〇
		変更後	A 一三・〇	一三五・〇

六四・五
------

**福島県告示第二百五十四号**  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所平成二十七年四月七日から二週間一般の縦覧に供する。  
 平成二十七年四月七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道北山 会津若松 線	喜多方市塩川町中屋沢 字並柳六六九番地先か ら 同 市塩川町金橋字 千刈二二三一番一地先 まで	変更前	A 四・五 二九・五	七九一・〇
		変更後	B 一四・〇 五〇・〇	八四二・〇
		変更後	B 一三・〇 二九・五	八四二・〇

(道路計画課)

**福島県告示第二百五十五号**  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所平成二十七年四月七日から二週間一般の縦覧に供する。  
 平成二十七年四月七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道相馬 浪江線	南相馬市鹿島区浮田字 榎木沢六六番地先から 同 市鹿島区小山田	変更前	八・九 三四・八	五九七・〇
		変更後	(メートル)	(メートル)

字隠町四三番一地先ま	変更後	一三・〇〇	五九七・〇〇
で		五一・二	

(道路計画課)

福島県告示第百五十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十七年四月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月七日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道北山会津若松線	喜多方市塩川町金橋字山下三八番地先から 同 市塩川町金橋字千刈二二三一 一番一地先まで	平成二十七年四月七日

(道路計画課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第三十二号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項又は第四項第二号(農業委員会等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第七十八号)第六条、漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)第九条若しくは第二十三条又は地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十六条、第一百十四条、第一百七十七条若しくは第八十四条において準用する場合を含む。)に規定する不在者投票のできる施設として、平成二十七年三月二十六日次のとおり指定した。

平成二十七年四月七日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

施 設 の 名 称	施 設 の 所 在 地
社会福祉法人コスモ福祉会特別養護老人ホームひかりの里	西白河郡中島村大字滑津字宿裏一〇番地一

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成二十七年三月三十一日付け号外第三十二号中

三	上	一四	平成二十七年法律第九号	平成二十七年法律第九号
一一	下	四	平成二十七年法律第二号	平成二十七年法律第二号